

障害児通所支援等利用料を所得制限なく無償化

事業名

新規

障害児通所支援等に係る利用者負担軽減事業

予算額

74,521 千円

スケジュール

令和7年4月～実施予定

POINT

●障害児通所支援等利用者負担を区独自助成により所得制限なく無償化

事業の概要

下記、障害児通所支援等に係る利用者負担を区独自の助成により、所得にかかわらず完全無償化する。

【対象サービス】

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 日中一時支援事業



【障害児通所支援等利用金額】

現 行 : 就学前障害児(3歳～6歳) 無償化

上記以外の18歳未満の障害児は、所得に応じて利用者負担が発生

4月以降 : 対象サービスを利用するすべての障害児が無償化(所得制限を撤廃)

背景・目的

現在、障害児通所支援等に係る利用者負担額は、就学前障害児(3歳～6歳)については無償化しているが、就学前障害児以外の利用料については所得に応じて差が生じ負担が大きい。所得にかかわらず、障害児のいるすべての家庭の子育てを支援する観点から、障害児通所支援等の利用者負担を区独自助成により無償化することで、負担軽減を図る。

介護タクシー利用料等の実質無償化 予約料・迎車料・基本介助料

事業名

新規 介護タクシー利用補助事業

新規 障害児者医療ショートステイに係る交通費補助

予算額

39,168 千円

スケジュール

令和7年4月～申請受付開始

令和7年7月～利用開始予定

POINT

- 介護タクシー利用料を補助することで経済負担を軽減
- 医療ショートステイに係る交通費を補助することで経済負担を軽減

事業の概要

1. 介護タクシー利用補助

現行の障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業の対象者のうち、所定の要件(車いすを利用している等)を満たしている利用者が、介護タクシーを利用する場合に発生する予約料、迎車料、基本介助料について利用補助券を交付。

- ・1カ月あたりの交付枚数は4枚(一回あたり約2,270円相当)

※各料金(予約料、迎車料、基本介助料)が補助限度額を超えた場合は自己負担

2. 障害児者医療ショートステイに係る交通費補助

医療的ケアを含む障害児者の医療ショートステイにおける一時的受け入れのための移動等にかかる交通費の補助として、福祉タクシー・自動車燃料共通500円券を交付。

- ・1カ月あたりの支給額は一律20,000円(券種は500円券40枚)。

背景・目的

介護タクシーに乗車するためには、原則予約が必要であり、運賃とは別途予約料・迎車料・基本介助料等の支払いが発生する。外出時の移動に車いすまたはストレッチャーを使用している方の利用料金が高額となり、当事者の経済的負担が大きい。

また、医療的ケアを含む障害児者の医療ショートステイ先は区内に少なく、都内でも遠方となるため、移動にかかる交通費が高額となり、こちらも経済的負担が大きい。

タクシーの利用料金等を補助することで、障害児者の外出にかかる経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図る。